

## 第 4 6 号議案

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とする。

第 8 条第 1 項中「登録証」を「印鑑登録証（以下「登録証」という。）」に改める。

第 1 0 条中「又は印鑑カード」を削る。

第 1 1 条及び第 1 2 条を削り、第 1 3 条第 3 号中「又は印鑑カード」を削り、同条を第 1 1 条とし、第 1 4 条を第 1 2 条とし、第 1 5 条を第 1 3 条とする。

第 1 6 条第 1 項中「自動交付機又は」及び「又は印鑑カード」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「又は印鑑カード」を削り、同条を第 1 4 条とする。

第 1 7 条を削り、第 1 8 条を第 1 5 条とし、第 1 9 条第 1 号中「、印鑑カード」を削り、同条を第 1 6 条とする。

第 2 0 条を削り、第 2 1 条を第 1 7 条とし、第 2 2 条から第 2 6 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の亀岡市印鑑条例第2条第2号に規定する印鑑登録者識別カードは、この条例による改正後の亀岡市印鑑条例第8条第1項の規定に基づき交付された印鑑登録証とみなす。

## 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 個人番号カードを活用して、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書等を取得することが可能になったことに伴い、市庁舎設置の印鑑登録証明書自動交付機の運用を終了するための規定を整備すること。
- 2 印鑑登録者識別カードを引き続き印鑑登録証として使用するための経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成29年7月1日から施行すること。